

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るために経営の効率性を追求するとともに、企業倫理の徹底と経営の透明性の向上に努め、全てのステークホルダーの皆様からの信頼を高めることであると考えております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、受益者への安定的な年金給付を将来にわたり確実に行うため、リスクを勘案しつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に運用しており、運用機関から意見を聴取した上で、年金資産構成割合を決定しております。また年金資産の運用状況について定期的にモニタリングを行い、年金資産構成割合の見直しを行っております。運用機関に対しては、運用実績や運用方針、運用体制、運用プロセス等を勘案して総合的に評価及びモニタリングをおこなっています。

[原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1(3)

当社は、社長を含む経営幹部候補者を計画的に育成していくことは、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために、欠かせないものであると認識しております。経営幹部候補者については、幹部社員の時期から社内での多様な業務を経験させ、経営感覚、必要な知識、スキルの習得を磨く機会を設けるなど、その育成に努めております。取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、取締役会にて透明性と公平性のもと、適切と判断し、選定の基準を満たした者を候補者として決定しております。今後、取締役会において引き続き後継者計画についての議論を重ねてまいります。

[原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)]

補充原則4-3(2)

当社では、独立した諮問委員会等は設置しておりませんが、代表取締役社長の選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与及び助言を得た上で、資質を兼ね備えた代表取締役社長を選任しております。

補充原則4-3(3)

当社では、代表取締役社長を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。
万が一、代表取締役社長が法令または定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

[原則4-10. 任意の仕組みの活用]

補充原則4-10(1)

当社は、独立社外取締役を3名選任しており、専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

任意の諮問機関としての委員会等は設置しておりませんが、現時点では、取締役会の場において、独立社外取締役から適切な関与及び助言等を得られていると考えております。

[原則4-11. 取締役会全体に関する考え方]

補充原則4-11(3)

当社では、原則毎月1回以上取締役会を開催し、重要案件の審議・決議を行っておりますが、社外取締役、監査役より業務執行体制及び監督体制について、活発な質問、助言等を頂き、適宜、取締役の業務執行に反映し、適正性を確保しております。取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後、検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4. いわゆる政策保有株式]

＜当社の政策保有に関する方針＞

当社は、株式の政策保有を以下の方針で行っており、必要最低限の保有水準としております。

・単なる安定株主としての政策保有は、コーポレートガバナンスの観点から行わないこととしております。

・株式の保有は、業務の円滑な推進や将来的な事業連携の可能性等のビジネス上のメリットを得ることを目的とし、かつ、当該株式の保有が当社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長に資すると判断した銘柄に限り、保有をします。

・保有する株式については、保有目的及び保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを定期的に個別銘柄毎の検証を行い、必要性が薄れてきた銘柄を中心に縮減を図ります。

＜当社の政策保有株式の議決権行使の基準＞

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案について、株主価値の毀損につながるものでないかを確認します。そして、投資先企業の状況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使します。議案の趣旨確認等、必要がある場合には、投資

先企業と対話を行います。

[原則1－7. 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者との取引に関し「関連当事者取引管理規程」に基づいて管理をしております。

当社の関連会社、役員の近親者等、当社と特別な関係を有する関連当事者との取引について、あらかじめ特定して調査するとともに、当該関連当事者との取引を開始または継続する際には、取締役会において取引の必要性・妥当性等を検討しております。

また、「関連当事者の開示に関する会計基準」などの諸規則に従った有価証券報告書への記載等により、関連当事者取引の開示を行います。

[原則3－1. 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略及び経営計画については、当社のホームページの経営情報ページや各年の定時株主総会招集ご通知に記載して開示しております。

<https://www.as-1.co.jp/ir/management/>（経営情報）

<https://www.as-1.co.jp/ir/library/meeting/>（招集ご通知）

また、年2回開催する「決算説明会」、適宜開催する「個人投資家向け会社説明会」などにおいても積極的に説明しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」の冒頭に記載のとおりであります。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に当たっての方針と手続

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系を取ることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての月額報酬、業績連動報酬としての賞与（金銭報酬）及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬並びに株式給付信託によって構成する。社外取締役は、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託は付与しない。なお、監査役の報酬については、報酬限度額年額500万円以内（2006年6月29日第45回定時株主総会で決議済み）において、監査役の協議により決定するものとする。

2. 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の月額報酬（個人別の報酬等の額）は、役位毎の責任、経営環境、経営能力、貢献度等を基準に、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、当社の業績と連動して金銭により支給される。具体的には、各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上算出された額を、毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託とする。

譲渡制限付株式報酬は、発行会社から取締役に対し、報酬として株式を付与する制度であり、当初定めた一定期間は売却できない（譲渡制限）等の制限がある。その支給額は、役位毎の責任、経営環境、経営能力、貢献度等を基準に総合的に勘案して算出された額を、毎年一定の時期に支給する。

株式給付信託は、中期経営計画の年度計画の達成を付与要件として株式に相当するポイントを付与するものであり、中期経営計画における達成度合についての分かりやすい指標である売上高及び営業利益を重要指標として選択し、毎年一定の時期に、取締役会においてその付与の有無を決定する。株式給付ポイントは、当社が定める株式給付規程に従って、毎期の業績達成度等に応じて付与するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役に対する報酬等の総額は、以下の通り株主総会決議で定めた範囲内とする。

① 取締役の報酬限度額は年額5億円以内（2006年6月29日第45回定時株主総会決議）。

② 別枠で、2021年3月末日で終了する年度以降の取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬限度額を中期経営計画に対する5事業年度ごとに2億円以内（2017年6月29日開催の第56回定時株主総会において決議済）。

③ さらに別枠で譲渡制限付株式報酬は2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において定められた年総額1億円の範囲内。

個々の取締役（社外取締役を除く）の種類の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動型報酬の割合が高まるようにすることとする。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとする。

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：2：2

個人別の具体的な種類の報酬割合及び報酬額については、上記限度額の範囲内において、報酬等の種類ごとの比率を目安として、社長及び人事担当取締役により検討を行ったうえで、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である井内卓嗣が、その具体的な内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、個人別の具体的な種類の報酬割合、各取締役の月額報酬の額、各取締役の業績を踏まえた賞与の評価配分及び譲渡制限付株式給付の支給額とする。

なお、任意の報酬委員会（仮称）の設置については、引き続き検討を進めていくものとする。

(iv) 経営幹部と取締役・監査役選解任の指名方針と手続

<選任の指名方針>

経営陣幹部選任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に限らない幅広い知識および多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。

<選任の指名手続>

社長、人事担当取締役が上記基本方針に従い検討し、取締役会が選定しております。また、監査役については予め監査役会の同意を得ております。

<解任方針と手続>

取締役・監査役が原則3－1 (iv) <選任の指名方針>に照らし、解任すべき事情が生じた場合には、取締役会は適時かつ適切に審議した上で、株主総会に議案を提出し、取締役は普通決議、監査役は特別決議により解任いたします。なお、取締役会の審議におきましては、独立社外取締役の意見を十分に踏まえることとしております。

(v) 取締役・監査役指名の説明

取締役・監査役の各候補者の経歴及び選任理由を株主総会参考書類に記載しております。第56回定時株主総会及び第59回定時株主総会で選任をお諮りした取締役および監査役の「候補者とした理由」は、以下のとおりであります。

＜取締役＞

- 井内 卓嗣 … 当社において営業、マーチャンダイジング、購買、国際、IT関連における責任者を歴任し、当社が目指す中期経営計画を推進する経営トップとして最も適任であるため。
- 山田 一人 … 当社において営業、マーチャンダイジング、IT関連における責任者を歴任し、経験と実績を有するため。
- 星野 康之 … 他業界で海外事業の経験を有し、当社において海外事業の責任者としての経験と実績を有するため。
- 木村 光成 … 金融分野での豊富な経験と実績を有し、当社の成長を加速する上で適任であると判断したため。
- 西川 圭介 … 当社においてマーケティング、経営企画の責任者を歴任し、また、中期経営計画の推進に携わった経験と実績を有するため。
- 鈴木 譲治 … 会社役員としてのグローバルな事業経験を有しておられることから、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため。
- 小滝 一彦 … 経済産業省及び大学の経済学部教授として、幅広い経験と専門知識を有しておられることから、経営に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため。
- 金井美智子 … 弁護士としての専門的な知識及び豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため。

＜監査役＞

- 鈴木 一孝 … 金融分野での豊富な経験や見識を活かし、社外監査役として経営に対する監督と有効な助言を行っており、今後も引き続き適切な監査を行っていただけるものと判断したため。
- 三原 秀章 … 公認会計士及び税理士としての専門的な知識、豊富な経験を有し、経営に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため。
- 原 俊樹 … 経営者として豊富な経験を有しておられることから、経営に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため。

〔原則4-1. 取締役会の役割・責務 (1)〕

補充原則4-1 (1)

取締役会規程及び取締役会付議基準を制定し、取締役会が判断・決定すべき範囲及び内容を明確化するとともに、これに含まれない事項については、取引・業務の規模や性質に応じて、職務権限基準等に基づき経営陣に委任しております。

〔原則4-9. 独立性基準及び資質〕

本報告書「Ⅲ 1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載のとおりであります。

〔原則4-11. 取締役会全体に関する考え方〕

補充原則4-11 (1)

取締役会は、経営全般、総務・経理・財務関係、営業関係、マーチャンダイジング関係、海外事業関係、IT関係、購買・物流関係等それぞれの知識・経験・能力を考慮し、多様性を確保しながら全体としてバランスよく、適正な人数で構成する方針です。また、独立社外取締役は、「社外役員の独立性判断基準（Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況 1.機関構成・組織運営等に係る事項 [独立役員関係] 参照）」に合致し、多様なステークホルダーの視点もふまえた成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ問題提起を行い、経営の助言および監督機能を十分に果たすことができる人物を招聘いたします。

補充原則4-11 (2)

取締役及び監査役の他社との兼任状況は、従来から事業報告等において適切に開示を行っており、また、その兼任状況は取締役会又は監査役会のために必要となる時間と労力から見ていずれも合理的な範囲にあると考えております。

〔原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング〕

補充原則4-14 (2)

当社では、取締役及び監査役に期待される役割と責務を全うできる者を社内外から選任しております。また、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図るためにトレーニング機会の提供・斡旋を行っております。社外取締役・社外監査役については、会社の事業や機能等を理解していただく機会を設けております。さらに、就任後の知識更新の機会として、情報交換・相互研鑽の場を設けております。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

株主との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指したビジョンを策定し、当社の経営方針を分かりやすい形で明確に説明し、株主の理解が得られるよう努めております。

＜株主との対話に関する経営陣の指定＞

当社は、株主及び投資家の皆様との対話には代表取締役が中心となってこれにあたり、IR担当取締役及び広報IR部がこれを補佐し推進する体制をとっております。

＜社内部署の有機的な連携のための取組み＞

当社は、株主及び投資家の皆様との対話につき、IR担当取締役及び広報IR部が中心となってその推進にあたり、経理、総務部門及び各事業部門等が連携してこれを支援しています。また、IR担当取締役又は広報IR部は、適時かつ適切な対話の実現に資するべく、重要会議に出席し各部門と有機的連携を図っております。

＜個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み＞

当社は、期末及び第2四半期決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算説明会の他、証券会社カンファレンスを活用した会社説明会やミーティング等を実施しております。また、「個人投資家向け会社説明会」等を随時開催し、株主及び投資家の皆様とのより緊密なコミュニケーションの実現に努めております。

＜株主の意見・懸念のフィードバックのための取組み＞

当社は、株主及び投資家の皆様との対話において把握されたご意見や当社に関する懸念に関し、IR担当取締役から取締役会等の重要会議において適宜報告しております。

＜インサイダー情報の管理に関する取組み＞

本報告書「Ⅴその他 2. その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項」に記載のとおりであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
有限会社井内盛英堂	2,591,573	13.85
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,268,497	6.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	975,000	5.21
株式会社りそな銀行	926,425	4.95
JP MORGAN CHASE BANK 380055	746,993	4.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	610,460	3.26
井内 英夫	593,119	3.17
井内 郁江	483,503	2.58
池尻 由貴	452,503	2.42
CHASE NOMINEES RE JASDEC TREATY CLIENT A/C (GENERAL)	412,563	2.21

支配株主 (親会社を除く) の有無	— — —
親会社の有無	なし

補足説明

- 1 上記は、2020年3月末現在の大株主の状況を記載しております。
- 2 割合は、発行済株式の総数から株主名簿上の自己株式 (1,981,616株) を控除して計算しております。
- 3 自己株式 (1,981,616株) には、「株式給付信託 (取締役向け)」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社株式 (39,160株) は含まれておりません。
- 4 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での所有株式数を記載しております。
- 5 株式会社りそな銀行が提出した2009年4月21日付大量保有報告書の写しの送付があり (報告義務発生日2009年4月15日)、1,035,225株 (株券等保有割合5.00%) を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2020年3月末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載に基づき記載しております。
- 6 2013年10月16日付で公衆の縦覧に供された大量保有報告書において、インターナショナル・バリュー・アドバイザーズ・エル・エル・シー (International Value Advisers, LLC) が2013年10月9日現在、1,034,800株 (株券等保有割合5.00%) の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 7 2017年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、カバウター・マネージメント・エルエルシー (Kabouter management, LLC) が2017年4月7日現在、1,250,686株 (株券等保有割合6.05%) の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 8 2019年7月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (First Eagle Investment Management, LLC) が2019年6月28日現在962,669株 (株券等保有割合4.65%) の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

— — —

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 譲治	他の会社の出身者											
小滝 一彦	他の会社の出身者											
金井 美智子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 譲治	○	----	会社役員としての事業経験を有しておられることから、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営に対する監督と有効な助言をいただくため、社外取締役に選任しております。 また、当社における社外役員独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

小滝 一彦	○	----	経済産業省及び大学の経済学部教授として幅広い経験と専門知識を有しておられることから、経営に対する監督と有効な助言をいただくため、社外取締役役に選任しております。 また、当社における社外役員独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
金井 美智子	○	----	弁護士としての専門的な知識及び豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、経営に対する監督と有効な助言をいただくため社外取締役役に選任しております。 また、当社における社外役員独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の体制で、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い期中を通じて計画に基づき実施しております。監査役会は、会計監査人、監査部と定期的にコミュニケーションを実施し、監査の状況・結果について報告・説明を受け、意見交換を行っております。

監査役全員は、取締役会において疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。特に、常勤監査役は年間を通じて各部門・子会社への往査（2019年度は21部、4子会社）、経営戦略会議・部長会などの主要な会議（2019年度は4会議体計43回）へ出席、重要な会議議事録や稟議書をはじめ各種重要書類の閲覧を実施し、疑問点等については、取締役、使用人から適宜説明を受け、報告を求め、意見を述べております。また、会計監査人の往査への立会、監査部との共同監査の実施の他、適宜意見交換をするなど、相互に連携し、監査の実効性を高める努力をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 一孝	他の会社の出身者										△			
三原 秀章	公認会計士													
原 俊樹	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 一孝	○	当社取引銀行である株式会社りそな銀行での勤務経験があり、同行退職後7年経過しております。2020年3月期期末現在、当社グループの総借入残高は21億円、同行からの借入金は12億10百万円であり総資産の1.5%程度です。同行からの借入残高は、現預金総額に対して1割程度の残高であり、同行からの借入れは十分に代替可能であります。当社グループの経営が同行の意向に影響を受ける可能性はなく、鈴木一孝氏は当社における社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。	金融分野での豊富な経験や見識を活かし、経営に対する監督と有効な助言を行っていただくため社外監査役に選任しております。また、当社における社外役員独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
三原 秀章	○	----	公認会計士及び税理士としての専門的な知識、豊富な経験を有しておられることから、経営に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため、社外監査役に選任しております。また、当社における社外役員独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
原 俊樹	○	当社取引銀行である株式会社りそな銀行の元代表取締役副社長並びに同行の親会社である株式会社りそなホールディングスの元取締役であり、それぞれ退任後2年経過しております。2020年3月期期末現在、当社グループの総借入残高は21億円、同行からの借入金は12億10百万円であり総資産の1.5%程度です。同行からの借入残高は、現預金総額に対して1割程度の残高であり、同行からの借入れは十分に代替可能であります。当社グループの経営が同行の意向に影響を受ける可能性はなく、原俊樹氏は当社における社外役員独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。	経営者として豊富な経験を有しておられることから、経営に対する監督と有効な助言をいただくため社外監査役に選任しております。また、当社における社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、当社の適正なガバナンスによって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」と総称する）が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考え、当社の社外役員が以下の何れにも該当しない場合には、独立性を有しているものと認めております。

- 法令に定める要件に該当しない者
- 当社又はその子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループから受けた者）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- 当社グループの主要な取引先（4を除く）である者（当社グループの直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払を行った者）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

- (以下「大口債権者等」という)又はその親会社若しくは必要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- 当社グループから役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家、およびその他の専門家
 - 当社グループから年間1,000万円以上の寄付又は助成を受けている者
 - 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又は当該大株主が法人である場合には当該大株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人
 - 当社グループの会計監査人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
 - 当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員
 - 当社グループの取締役・監査役の二親等以内の親族
 - 最近5年間に上記2～10の何れかに該当していた者
 - その他、当社の一般株主全体との間で2～11までで考慮されている事由以外の事情で利益相反が生じるおそれがある者

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

株式給付信託による業績連動型株式報酬制度は、当社が2019年度までの3事業年度に係る当社株式の取得原資として1億円を上限とする金銭を信託し、その金銭で当社株式が信託銀行に取得され、その範囲内で中期経営計画の年度計画の達成を付与要件として株式に相当するポイントを取締役(社外取締役を除く)に付与するものであります。2020年度以後、当該株式給付信託制度が終了するまでの間、当社が制定している中期経営計画に対応する5事業年度ごとの期間ごとに2億円を上限として追加拠出することができ、制度を延長することができるものとしております。2020年度以降の制度の延長及びその際の信託の概要等につきましては、今後の取締役会で決定してまいります。

また、取締役(社外取締役を除く)について、2020年6月の第59回定時株主総会において、株価上昇や企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。当制度における譲渡制限付き株式は、年間総額1億円以内、年間割当株式数上限40,000株とご承認いただいております。

なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における取締役に対する報酬等の総額は、社外取締役2名を含む8名に対し、256百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] [原則3-1. 情報開示の充実] (iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に記載のとおりであります。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため、監査役スタッフを置くこととしております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事に関しては取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会については取締役8名(うち独立・社外取締役3名、提出日現在)で構成されており、少人数による活発な議論と迅速な意思決定を行っており、経営の方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。取締役会の開催頻度は、定時取締役会を月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。2020年3月期は15回開催し、出席状況は殆

どの役員が15回出席し、最も少ない役員で14回であります。

監査役会の構成は、常勤監査役1名(社外・独立)、非常勤監査役2名(社外・独立2名、提出日現在)で構成され、社外監査役三原秀章は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、原則として隔月に開催するほか、必要に応じて随時開催することを監査役会規程に定めており、2019年度は11回開催し、監査役全員が11回全てに出席しております。監査役会の所要時間は通常1時間程度で4〜6議案を付議、監査の方針・計画・分担の決定をはじめ、常勤監査役の業務監査に関する報告に基づく意見交換、定時取締役会議案の適法性の審議、リスク事案等の情報共有を行っております。なお、情報共有等が必要と思われる議案には社外取締役も出席し、コミュニケーションを図っております。

また、監査役会は、会計監査人、監査部と定期的にコミュニケーションを実施し、監査の状況・結果について報告・説明を受け、意見交換を行っております。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務分担等に従い期中を通じて計画に基づき監査を実施しております。監査役全員は、取締役の職務の執行を監視・監督するため、取締役会において適宜質問をし、意見を述べております。

常勤監査役は、年間を通じて各部門・子会社への往査(2019年度は21部、4子会社)、経営戦略会議・部長会などの主要な会議(2019年度は4会議体計43回)へ出席、重要な会議議事録や稟議書をはじめ各種重要書類の閲覧を実施し、疑問点等については、取締役、使用人から適宜説明を受け、報告を求め、意見を述べております。また、会計監査人の往査への立会、監査部との共同監査の実施の他、適宜意見交換をするなど、相互に連携し、監査の実効性を高める努力をしております。

内部監査につきましては、監査部(人員3名)が中心になって進めております。監査計画書に基づき各部門の定期監査を行い、必要に応じて特定部門へのフォローアップ監査を実施しております。これらにより、業務の適正な運営がなされているか監査を行うとともに、業務改善の推進等に努め、また、内部統制部門であるコーポレート本部と連携の上、内部統制の有効性の検証を図っております。

会計監査人は1996年よりEY新日本有限責任監査法人を選任しております。当社の会計監査業務を執行した指定有限責任社員業務執行社員は増田 豊氏、美和一馬氏であり、継続監査年数は提出日現在、それぞれ1年、5年であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等5名、その他4名であり、会計監査人と常勤監査役は監査の方針について打合せを行うほか、監査役及び監査部と適宜種々の意見交換を行い、相互に緊密な連携を図っております。当該監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、以下のとおりであります。

社外取締役は、取締役会において必要な情報収集を行うとともに適宜質問を行うほか、社外監査役と意見交換を行う等連携を図っております。

社外監査役は、監査役会において監査部や会計監査人と意見交換を通じて情報収集を行うほか、常勤監査役を中心にコーポレート本部と頻繁に意見交換を行う等相互連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行の監督機能を強化し、公正な企業活動の充実を図るために社外取締役を3名、社外監査役を3名選任しております。当該企業統治の体制は、当社の規模、事業内容に照らして適当であるとの考えのもと採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日の1日以上前に発送し、発送日の1日前に当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年6月25日開催
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、インターネットによる議決権の行使が可能となっております。また、国内および海外の機関投資家の皆様は、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに招集通知およびその英訳を掲載し、国内および海外の機関投資家の皆様が当該プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、株主総会議案内容等を直接閲覧のうえ、ご検討いただけるよう利便性の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	上述のとおり、議決権電子行使プラットフォームにて招集通知(狭義)の英訳を掲載するとともに、当社ホームページにおいても招集通知の英訳を掲載しております。
その他	招集通知のカラー化、ビジュアル化によりわかりやすい情報提供に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針を策定し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家説明会(3回:2019年度実績)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年5月28日(大阪)、2019年5月31日(東京)、2019年11月26日(大阪)、2019年11月29日(東京)	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.as-1.co.jp 定時株主総会の招集通知、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、決算説明会資料、財務ハイライト、中期経営計画、アニュアルレポート等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:広報IR部 情報取扱責任者:取締役コーポレート本部長 事務連絡先:広報IR部	
その他	日経IR・投資フェア2019に出展、機関投資家・アナリストとのミーティング(延べ390名:2019年度実績)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動基準」「倫理規程」で規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、大阪本社、東京オフィス、大阪物流センター及び東京物流センターにおいて、ISO14001の認証を取得しており、次の項目を環境重点テーマとして取り組んでおります。 (1) 資源・エネルギーの有効活用 (2) 環境配慮型商品の販売 (3) カタログ品質の向上 (4) 物流効率／受発注効率の向上 (5) 業務効率の改善 また、CSR活動としては、社会・環境との共存を見据えた活動に取り組んでおります。 (1) カタログリサイクル (2) 社会貢献活動団体への寄付 (3) アメリカンフットボールチーム「ブラックイーグルス」へのスポンサー活動 (4) 「大阪フィルハーモニー交響楽団」への支援活動 (5) こども科学実験教室の開催 (6) 大阪市西区住民の絆を深める活動「えほんピクニック」への継続的支援 (7) 大阪府の未来医療国際都市構想を推進する一般財団法人未来医療推進機構設立への参画 (8) 細胞培養士育成機関の認定講習への施設提供 (9) 食品関連におけるHACCP導入に役立つ衛生管理の啓蒙活動 (10) 医療機関への医療資材の継続的な供給
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動基準」「倫理規程」で規定しております。 またIR基本方針を策定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制の整備」ならびに「その他株式会社の業務の適正を確保するために法務省令が定める体制の整備」に関して、以下のような体制の確立・推進を進めております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「取締役会規程」を整備し、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定します。
 - (2) 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定及び取締役会決議に従い職務を執行します。
 - (3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督いたします。
 - (4) 取締役の職務執行状況については、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けます。
 - (5) 取締役及び使用人がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動基準」「倫理規程」「コンプライアンスマニュアル」を制定いたします。
 - (6) 当社と関連当事者との取引に関しては、法令及び「関連当事者取引管理規程」に従い適切に管理いたします。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存いたします。
 - (2) 情報の管理については、「情報セキュリティ規程」「情報セキュリティ対策基準書」を制定し、適切に管理いたします。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスクの発生防止に係る管理体制の整備及び発生したリスクへの対応等を定めた「リスク管理規程」を制定いたします。
 - (2) 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定します。
 - (3) 各部門の長である取締役及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況の監督・定期的な見直しを行います。
 - (4) 会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を制定し、取締役の担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図ります。
 - (2) 取締役会において中期経営計画、年度予算を策定し、取締役は達成に向け職務を執行し、取締役会がその管理を行います。
 - (3) 部長会等の会議体を通じ、経営方針の周知徹底と社内における意思疎通を図ります。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「企業行動基準」「倫理規程」「コンプライアンスマニュアル」を制定し、適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は「就業規則」に則り適正に対処いたします。
 - (2) 研修担当部門によるコンプライアンス教育・研修を実施いたします。
 - (3) 監査室が定期的に内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告いたします。
 - (4) 取締役及び使用人が当社又は外部弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備いたします。
6. 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の適正な管理統制を行います。
 - (2) 子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な情報を定期的に報告するよう義務付けます。
7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社のリスクマネジメント委員会において、子会社のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定いたします。
 - (2) 子会社の取締役からの報告を通じて、子会社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況の監督・定期的な見直しを行います。
8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 子会社においても当社に準拠した社内規程等の整備等を行い、これに必要な体制を構築するものとします。
 - (2) 当社の取締役会は、子会社の中期経営計画、年度予算の策定及び実績の管理を行います。
9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 子会社は、「1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に準じて、取締役会を運営し、取締役の職務執行を監視・監督します。
 - (2) 子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役を配置いたします。
 - (3) 子会社においても当社と共通の「企業行動基準」「倫理規程」「コンプライアンスマニュアル」を制定いたします。
 - (4) 当社の監査室は、子会社に対して年1回の内部監査を実施いたします。
 - (5) 当社の監査役又は監査室は、必要に応じて子会社に対する監査を実施いたします。
 - (6) 当社は、子会社の取締役及び使用人が当社又は外部弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備いたします。
10. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため、監査役スタッフを置きます。

- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事に関しては事前に取り締役と監査役が意見交換いたします。
 - (3) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとします。
11. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、監査役のために応じて会社の業務執行の状況を報告いたします。
 - (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役会に報告いたします。
 - (3) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて、部長会等の重要な会議に出席いたします。
 - (4) 内部通報制度の担当部署は、監査役に対して、内部通報の状況を定期的に報告いたします。
12. 子会社の取締役及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 子会社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査役のために応じて会社の業務執行の状況を報告いたします。
 - (2) 子会社の取締役及び監査役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役会に報告いたします。
 - (3) 当社の監査役は、子会社の取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、必要に応じて、子会社の重要な会議に出席いたします。
 - (4) 当社の内部通報制度の担当部署は、当社の監査役に対して、子会社における内部通報の状況を定期的に報告いたします。
13. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役へ報告を行った取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告を行ったことを理由とする解雇その他不利益な取扱いはい行いません。
 - (2) 監査役への報告を行った者及びその内容については、報告者のプライバシーに十分に配慮し、厳重な情報管理を行います。
14. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署にて審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - (2) 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
 - (3) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。
15. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会は、代表取締役社長と適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
 - (2) 監査役は、内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、内部監査部門の充実を図ります。
 - (3) 監査役は、主要な稟議書・報告書等やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧及び徴求し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めます。
 - (4) 監査役は、会計監査人と四半期ごとに会合を持ち、意見及び情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える違法行為等を行う反社会的勢力又はこれらに準ずる団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- (2) 当社は、平時において反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、有事においては警察その他外部の専門機関と連携して、適切な対応をとります。
- (3) 子会社においても、「企業行動基準」「倫理規程」「コンプライアンスマニュアル」等に基づき、反社会的勢力排除に向け必要な体制を整備します。

